

米原市自治基本条例

第5章 市民および事業者等の権利と責務

(市民投票)

第17条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。

2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

[解説]

市民投票については、投票権の年齢や投票制度などについて議論がされました。年齢について、20歳未満の市民も対象にすべきとの議論の中で、18歳以上の市民ということで考えるべきではないかとの意見や、これから50年先や投票案件を考えれば中学生も含まれてくることもあるのではないかという意見の中で、つくる会としては“18歳以上の市民を対象者にする”ことを答申に盛り込むこととされました。

また、市民投票の本来の目的を達成するためには、情報不足の中での投票は問題であるとの認識から、情報の取り扱いについて条文に明記することとなりました。

[解釈・運用]

市民投票については、市長や議会には議案提出権があるため、ここでは住民発意による制度を規定しています。住民発意では地方自治法の定めによる直接請求権（地方自治法第74条）がありますが、自治の確立のため住民の総意を明らかにすることができる市の制度として市民投票を定めています。

投票は、協働のまちづくりを進めるうえで、米原市の将来にかかわる重要課題の解決のために市民の意思を的確に反映させるためのひとつの方法です。まちづくりは、情報を共有し、参加・協働により進めるものであり、市民投票に至らなくても解決できるものが多いとも考えられます。市民投票は、市民の意思確認をする最終手段と位置付け、本条例では制度として担保するものであり、具体的な投票制度に関しては別の条例で定めることとしています。投票制度には常設型と個別条例型がありますが、本条例では市民投票の制度を担保しているものであり、どちらかを特定するものではありません。米原市の現状では、住民発意によることで投票により確認することの必要性を確認し、条例案を議会で審議することで、市民投票により市民の総意を明らかにすることが必要な重要案件であるか、また費用をかけてでも実施すべきなのかをチェックすることができるため、個別条例型が望ましいと考えられます。しかし、移りゆく時代の中で、社会情勢等により判断を行っていく必要はあります。

また、投票権の範囲については投票制度の条例で定めることとなりますが、社会情勢等を考慮し20歳未満の市民についても対象者としていくのか検討していく必要があります。